

給付 16

マイナ保険証未登録者で窓口支払いが高額になると見込まれる場合、支払い額を高額療養費の自己負担限度額までにしたい時

『健康保険限度額適用 認定証交付申請書』

マイナ保険証未登録者で自己負担額が高額になると見込まれる場合、資格確認書とともに『健康保険限度額適用認定証』を提示することにより、病院の窓口での支払いが高額療養費の自己負担限度額（月単位）までで済む制度です。

区 分	自 己 負 担 限 度 額
標準報酬月額 83 万円以上	252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1%
標準報酬月額 53 万～79 万円	167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1%
標準報酬月額 28 万～50 万円	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1%
標準報酬月額 26 万円以下	57,600 円
低所得者(住民税非課税)	35,400 円

【手続き】

- ・申請後、『健康保険限度額適用認定証』を発行いたします。

【注意事項】

- ① 『健康保険限度額適用認定証』を使用しない場合は、一旦、自己負担額の支払いをして後日（早くて受診月から3ヶ月後）、高額療養費として健保から自動的に振り込まれます。また、その場合のご申請は**不要**です。
- ② 70歳以上の方で、負担割合が2割の方のご申請は**不要**です。
- ③ 原則、行内便で送付します。所属以外へ送付希望の場合は、切手貼付の返信用封筒をつけて下さい
- ④ 前月に遡ることは出来ません。